

本会表彰選考委員会に関する細則

(目的)

第1条 この細則は、本会表彰規程第6条第2項の規定に基づき、選考委員会の組織その他選考に関して必要な事項を定めることを目的とする。

(選考委員の選任)

第2条 選考委員会の委員（以下「選考委員」という。）は、本会の副会長、理事および学識経験者や後援する報道機関の代表者の中から会長がこれを委嘱する。

2 選考委員数は若干名とする。

3 受賞候補者を推薦した理事は委員になることができない。

(選考委員会の組織等)

第3条 選考委員会に委員長および副委員長を置く。

2 委員長は、本会副会長をもって充て会長が指名する。

3 副委員長は、選考委員の互選により選任する。

(選考委員会の招集等)

第4条 選考委員会は、委員長が招集する。

2 委員長に事故あるときは、副委員長が委員長の職務を代理する。

(選考委員会の職務)

第5条 選考委員会は、会長の諮問により本会が表彰する受賞候補者の選考を次のとおり行う。

(1) 光が丘賞の受賞候補者は、卒業式までに選考すること。

(2) 地域医療貢献賞、地域学術振興賞および大戸学術賞の受賞候補者は、理事会開催までに選考すること。

2 選考委員長は、受賞選考の経過を付して受賞候補者を会長に答申するものとする。

(選考委員の任期)

第6条 選考委員の任期は、次年度の本会総会開催日までとする。ただし、再任を妨げない。

附則

1. この細則は、平成16年6月26日から施行する。

2. この一部改正は、平成27年7月21日より施行する（書式、字句の統一…会長・副会長会議承認）。

3. この一部改正は、令和6年7月1日より施行する。